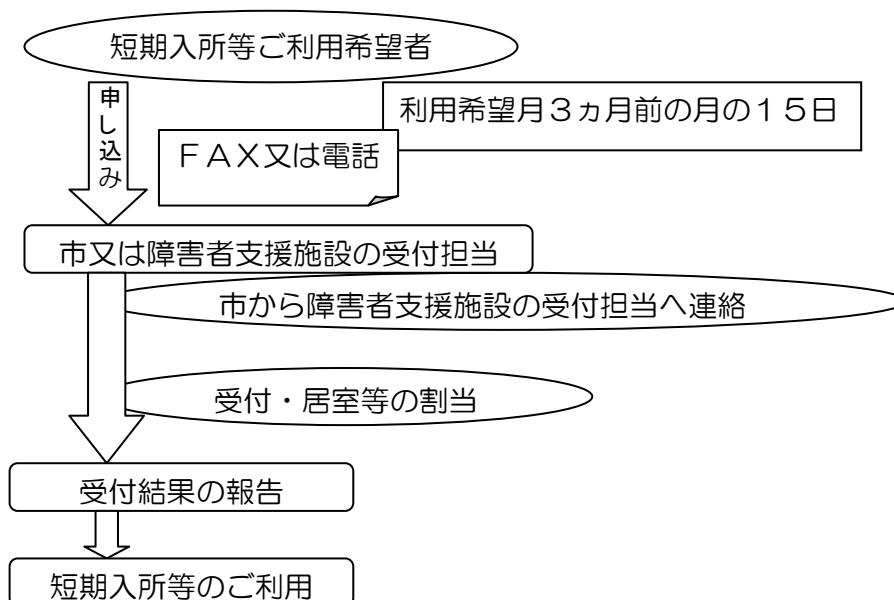


生活介護・短期入所及びみなし基準該当児童デイサービス利用の手続き

在宅で介護される介護人に、日常的に過度にかかっている負担をできる限り軽減できること、及び在宅障害者等の生活のリズムを整えること等を目的に、生活介護・短期入所及びみなし基準該当児童デイサービスの制度は創られています。在宅介護を僅かでも地域で支えられることを願って、利用希望者を可能な限り受け入れることができるよう取り組んでいます。

在宅介護で苦勞されている介護人の皆さんが、安心してお気軽にお申し込みいただけることを願っています。

短期入所等ご利用のイメージ



・利用対象者は次のとおりです

<生活介護>

介護給付における生活介護の支援決定を受けた方。(障害程度区分3(50歳以上は区分2)以上の方。)

<短期入所>

原則として、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方及び療育を必要とする児童で及び介護給付における短期入所の支援決定を受けた方。

<みなし基準該当児童デイサービス>

療育を必要とする児童で、介護給付における児童デイサービスの支援決定を受けた方。

- ・短期入所等の申し込みは

ご利用希望者は、糸魚川市福祉事務所又は障害者支援施設エスポアールはやかわへ直接申し込んでください。電話でもファックスでも可能です。

- ・申し込みの時期は

利用を希望する月の3ヵ月前の月の「15日」から受付を開始します。

15日が休日であっても、FAXで受けますのでお申し込みください。

(例) 5月に利用を希望する場合。→→→ 2月15日から受付開始となります。

もちろん、明日や明後日のご利用希望もありますので、随時お申し込みいただくことができます。

- ・ご利用の送迎

ご家族の送迎も、施設の送迎もできますので、お申し込みのときに送迎の有無もお聞かせください。